

2005年3月16日
(平成17年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

所管する情報処理システムの運用管理（ネットワークドライブ）に係るコンピュータ処理について（答申）

2005年3月9日付けで諮問（第148号）された所管する情報処理システムの運用管理（ネットワークドライブ）に係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条の規定によるコンピュータ処理の必要性があると認める。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事業の実施に当たりコンピュータ処理の必要性及び安全対策は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市では、平成13年度から職員一人1台の情報系パソコンの配置を行い保存データの取扱いについては、フロッピーディスクで管理を行ってきた。

しかし、情報量の増大、情報漏えい等に対するセキュリティ対策や課内の情報共有の必要性から新たなデータの保存方法を検討し、ネットワークを介してデータ保存するネットワークドライブの導入を行った。

このことにより、フロッピーディスクの外部持ち出しや紛失等による被害を回避し、またパソコン内部ディスクへの保存を禁止することにより、盗難等による情報漏えいを防止し全庁的なセキュリティの向上が図られた。

(2) コンピュータ処理をする必要性について

- ① 職員一人1台のパソコンを配置し、庁内LANの整備と統合OAシステム

による情報通信基盤の充実を果たしたが、各課で業務作業時に作成されたデータを保存する際のセキュリティ対策が課題となっていた。

パソコンが盗難にあってもデータが残らないネットワークドライブを構築することによりセキュリティ対策の充実を図り、統合OAシステム等全体の管理を行う必要からコンピュータ処理をする必要がある。

② ネットワークドライブの運用方法

各課のネットワークドライブの運用方法は、(1)各課専用にフォルダを作成しデータの保存先とする。(2)各課のフォルダは各課所属職員以外更新はできない。(3)各課のフォルダの中に「exe」ファイル等の実行ファイルは保存できない。

以上の制限を設けたうえで個人情報を含む全ての業務作業データをネットワークドライブに保存する運用を行っている。

③ 各課所有データの管理方法の明確化について

システムの故障や各課職員の誤操作によりデータが滅失した場合のシステムのバックアップによるデータ復旧が運用上求められ、万一データが棄損もしくは滅失した場合は、各課所有データを機器管理者が内容を確認し復旧することになるため、その場合の手続についてデータ管理者とデータ保存先の機器管理者間での取扱いを明確化するもの。

④ 運用方法の規程について

運用方法については、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を一部改正し明確化を図る。

(3) 実施時期

2005年4月1日から実施

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由によりコンピュータ処理について認めるものである。

(1) コンピュータ処理をする必要性について

実施機関は、ネットワークドライブを構築し、各課専用フォルダに各課の業務作業で作成又は利用するデータを保存し、システム全体の管理を行うことにより全庁的なセキュリティ対策を充実することが可能となることから、コンピュータ処理をする必要性は認められる。

(2) 安全対策

本業務の処理に当たっては、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を一部改正し、ネットワークドライブ内のデータが棄損又は滅失した場合のデータ管理者とデータ保存先の機器管理者との手続を明確化し処理するため、安

全対策上の配慮が施されていると認められる。

以 上